

## 体験型コンテンツを活用した冬季誘客促進事業 体験コンテンツの対象商品の考え方について

### 1 基本的な考え方

アクティビティやレジャー、伝統文化体験等の観光体験商品のうち、原則、観光要素・体験要素のどちらも含んだ内容のプログラムを対象とする。なお、前述の要素を欠くプログラムにおいても、本事業の目的に反しないと判断される場合は対象とする。

### 2 対象とするもの

#### ○アウトドア体験

スノーアクティビティ（樹氷ツアー、スノーモービル、チュービング等）、キャンプ（キャンプサイトでのコテージ・トレーラーハウス含む）、グランピング、テントサウナ、工場見学 等

#### ○インドア体験

伝統工芸品制作体験、舞妓体験、食づくり体験（きりたんぽ、そば打ち等）、ものづくり体験（吹きガラス、陶芸、アクセサリー等）、伝統芸能体験、伝統文化体験、アート体験、聖地巡礼ツアー、美術館等の特別展 等

### 3 対象としないもの

体験・観光要素がないもの。観光客をターゲットにしていないもの。

ゲームセンター、映画館、ボウリング、ビリヤード、卓球、ヨガ、鍼灸、マッサージ、エステ、散髪、パソコン教室、レンタカー、将棋・囲碁・麻雀大会、学校教育・部活動の一環 等